

監査制度の変遷と 新時代に向けた課題

【監査編】
対談

八田進二氏 青山学院大学 名誉教授
三井秀範氏 金融庁 企画市場局長

週刊経営財務70周年記念企画

時代を総括し、
展望する。

戦後間もない一九四九（昭和二十四）年、「企業会計原則」が制定された年に本誌は創刊された。その前年には公認会計士法、翌年は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「監査基準・監査実施準則」が制定され、時代はまさに我が国・会計監査制度の草創期であった。御多分に洩れず、公認会計士監査も突如として米国からやってきた制度である。監査と称して突然に会社の中核部に立ち入る公認会計士を排除するために激しい抵抗があったという記録も残っている。我が国の監査が、批判的な意見を表明する前に、会社の理解と協力を得るための「経理指導」を行い、監査基準の中に他国と異なる形で「秘密保持（守秘義務）」の原則を入れたのはこうした経緯があった。

一九五一（昭和二十六）年からは「制度監査」の名のもと、徐々に環境整備が進められ、一九五六（昭和三十一年）年には「監査報告準則」が制定された。本格的な財務諸表監査の始まりである。その後の十年間は企業不正や会計士の独立性違反、杜撰な監査などが相次ぎ発覚したため、一九六〇（昭和四十）年代のキーワードには「組織的監査」と「独立性の強化」がある。これを受けて一九六六（昭和四十一年）

年に公認会計士法が改正され、世界でも類をみない「監査専門」の監査法人制度が誕生したのである。以降、復興期から高度経済成長期を経てバブル時代が終わるまで、右肩上がりを謳歌した時代を懐かしむ声は多い。そこから「じつに二十五年ぶり」と言われた監査基準・準則の大改訂（一九九一年）に至るまで、監査業界は比較的平穏な順風満帆の時代を過ごしたのである。

我が国の監査制度が大きく動き出したのは平成時代に入ってからである。二〇〇〇（平成十二）年以降は会計不正と制度対応の繰り返しでもある。しかしその「平成」時代も間もなく終わり、新たに「令和」時代が始まる。その節目の年に本誌は創刊七十周年を迎えた。節目には何事も総括が必要である。過ぎた時代をきちんと整理できてこそ、新時代に向けて踏み出す一歩を正しいと思うことができる。記念特集「監査編」では、変動期の監査制度を牽引し続けた八田進二・青山学院大学名誉教授と三井秀範・金融庁企画市場局長のお二人に、平成時代の制度変遷と新時代への課題を話し合っていた。

1. はじめに

八田進二氏(以下、八田) それでは我が国の監査制度の変遷と新時代に向けた課題ということで三井さんといろいろお話していきたいと思います。実際には、日本の監査制度の改革は21世紀に入ってから動きが大きいということで、平成時代に焦点を絞りつつ、必要に応じて、それ以前の流れについても随時振り返りながら進めていきたいと思います。

まず、昭和の末期に経営者不正が相次いだことがあり、当時、「25年ぶり」と言われた監査基準の大改訂が1991(平成3)年に行われ、随分と議論されました。その頃、三井さんは何をされておられましたか。

三井秀範氏(以下、三井) 1983(昭和58)年の入省なので、ちょうど課長補佐になった頃です。この頃はバブルが崩壊し、課長補佐としてバブル崩壊のプロセスを過ごしました。株価がどんどん下がって金融機関や企業の経営が悪くなっていた時ですね。

八田 当時、金融機関の事業活動に対する問題点も指摘されましたが、特に90年代は日本長期信用銀行や日本債券信用銀行が1998(平成10)年に破綻し、その前年、1997(平成9)年は11月の三洋証券に始まって、北海道拓殖銀行、山一證券、最後は九州の徳陽シティ銀行というように、金融機関が相次いで破綻しました。会計の世界から見ると、それらの金融機関に共通していたのは、その直近の財務諸表はいずれも「無限定適正」の監査意見がつく黒字決算であったことです。そのため、英国のフィナンシャル・タイムズなどは日本の会計制度を「不思議の国の会計、日本」と揶揄しました。「日本の監査は単なる儀式ではないのか」ということです。

三井 経済状況が悪い中、金融機関が破綻する

前にすでに業績不振に陥っていた企業が数多くありました。そんな時にいまの話が出ていたと記憶しています。

八田 この時期の象徴的な出来事として、1999(平成11)年に起こった「レジェンド問題」があります。これは日本だけでなく、アジア経済危機を端緒として、国際的に通用しないような会計・監査制度のもとにある国の企業が海外に発信する財務情報について注意喚起のための文言を書きなさいというものでした。「レジェンド」の言葉には「添文」とか「追加文」といった意味しかないのですが、国際的なネットワークを有する大手会計事務所が、提携していた日本の監査法人に対して、英文の監査報告書に「この会社の決算書は日本の会計基準に基づいて作成されており、我々が行った監査は、日本の監査基準に基づいて行われた」旨の一文の追加を求めたわけです。これを見てメディアが「注意喚起文」だとか「警告文」などと危機意識を煽るような報道をしたため、会計士業界も「何とかして払拭せねば」という流れになってしまいました。会計・監査については、20世紀から21世紀への節目の時期にこうした雰囲気は漂っていました。

またその頃は、経営トップがしっかりしていなければ経営はうまくいかない、そしてそれを踏まえた監査結果も正しいものにならないだろうということで、経営者の視点が強く意識されるようになっていました。当局はその当時、事業会社の活動をどのように見ていましたか。

三井 90年代の後半という私は財政部局で税の分野の仕事をしていたので、公認会計士や監査などに直接関わっていたわけではありません。とはいえ税ですから、当然にして会計・監査に隣接する、あるいは同じ人間が携わっていたりしたので状況は耳に入ってきました。よく言われていたのは、「50年かけて築いてきた会

計の考え方が実務に合っていないのではないか」ということでした。そんな風に言われるようになって、会計・監査が大きく変わるのではないかといった話や、その関係で監査法人と企業の関係が変わりつつあるのではないかといった話もあったと思います。

他方、それより少し遡ると、海外からは、特に米国ですが、財務報告の間違いや不正について裁判が起こされ、経営者や会計士までもが責任追及されるようなかなり厳しい状況であることが伝わってきていました。日本の場合は、粉飾などで企業が倒産してから社会的な被害が発生するまで何ら責任追及されず、刑事事件になってから責任追及が行われると言われていたから、日本も大きく変わっていくのかもしれないと漠然と感じていましたね。

八田 私の記憶でも、日本では21世紀に入るまで会計・監査業界が厳しい訴訟に巻き込まれるような場面はほとんどなかったと思います。つまり、それまでは順風満帆で来ていたということです。制度がうまく機能していたと見ることもできますが、一方で、会計・監査に対して、社会からそれほど大きな期待や批判が寄せられていなかったと見ることもできます。バブル時代があり、また、右肩上がりに成長していく経済環境の中で皆が楽観的になっていたということです。しかし、突然バブル経済が崩壊し、20世紀末の「失われた10年」と呼ばれた時間が過ぎてしまいました。21世紀を迎える頃には、90年代にクリントン政権下での経済成長を遂げた米国との間に大きな差が開くことになりました。ただし、その米国でさえ90年代後半には米国証券取引委員会(SEC)のアーサー・レビット委員長が「最近提出される財務諸表には粉飾紛いの決算操作が行われているものが散見される」と言って警鐘を鳴らしていたわけで、結果的に2001(平成13)年12月のエンロン事件

につながったということです。

2. 21世紀の始まりは米国のエンロン事件、日本では10年ぶりの監査基準改訂

八田 会計先進国と言われた米国において世界を震撼させるようなエンロン事件が起こりました。それに止まらず、複数の公開会社で立て続けに粉飾が発覚し、その極めつけがワールドコム事件(2002年7月)です。エンロンもワールドコムも米国におけるトップレベルの企業でしたから、両社が莫大な不正に関わっていたということで政治案件にもなり、早い段階で企業改革法が制定されました。

この頃の日本はというと、監査の世界では2002(平成14)年に監査基準が10年ぶりの改訂となり、そして商法は会社法へと徐々に移行していきます。このような形でビジネスにおける規制の見直しがかなり進んでいたため、「日本はうまくいくだろう」と楽観的な見方があったと思います。しかし、日本の会計・監査制度については米国型の追随であったことから、私自身、その制度の機能不全によって生じたエンロンやワールドコムのような問題が日本でも起きるだろうと警鐘を鳴らし続けたものです。当時は、監査業界にも危機意識が全くなく、ほとんどの方が米国の出来事を対岸の火事のように見ていたと思います。ところが2003(平成15)年以降、我が国でも歴史に残るような企業不正が発覚することになります。

世紀の変わり目にあってこのように企業環境や経済環境が劇的に変わっていくことになり、2002(平成14)年の監査基準の改訂時に、個別の実務指針やガイドラインの類は自主規制機関である日本公認会計士協会(JICPA)が作るべきだということで、基準以外に作っていた手続的な準則を全て廃止して今日に至っているわけです。こうした流れと企業会計審議会の取組みに

ついてはどうぞ覧になりますか。

八田進二 (はった・しんじ) 氏



青山学院大学名誉教授, 大原大学院大学教授。現在, 金融庁企業会計審議会委員, 金融庁「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」座長, 「会計監査の在り方に関する懇談会」及び「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」メンバー等を兼任。著書に『不正—最前線』『会計のいま, 監査のいま, そして内部統制のいま』他多数。

三井 会計基準と内部統制も含めた監査基準の骨格の部分は企業会計審議会で議論していますが, 実務的なスタンダードの作成について, より実務に近いところで取り組んでもらうのは効率的なやり方だと思います。日本の制度は会計であれ法律であれ, いろいろなものが明治時代から, あるいは戦争直後に輸入されましたが, その際, 実務の蓄積という形で導入されるというより, むしろ, 海外で成文化された制度や確立した実務をそのまま日本語訳し, 乃至は, 移植する形で導入され, その後, それを実際に定着させていく過程で日本の実務に即して改善してきたという見方もできるのではないのでしょうか。監査について述べると, 自分としては, 何らかの事件が起きた場合, その事件が起きた根本原因に遡るまで深くレビューし, それを基礎として改善のために何をなすべきかを具体的に検討することが大事ではないかと思います。このことは, 現場に立ち入ってどうすべきかを考えるということになります。ただ, 大きな事件

になると刑事・民事の責任が追及されて, 実務の改善だけではすまない話になることもあります。その意味で, 実務と制度が車の両輪としてうまく噛み合うように動くことが大切だと思います。

3. 公認会計士法の改正

八田 新しい形での監査基準ができた当時, じつは制度を支える人的資源に不安があるといった話もありました。公認会計士法は70年以上も前の1948(昭和23)年にできた法律ですが, 妙な話で, 公認会計士の使命や役割を明確に規定すべきだという議論が21世紀に入ってから行われるようになりました。それで2003(平成15)年になって37年ぶりの法改正が行われ今日の公認会計士法になりました。そこでは, 公認会計士は公共の利益に貢献するための役割を担うとされ, さらにもう一つ, 人的資源の裾野を広げるために試験制度の変更が行われました。私は, 当時からこうした変化の大きな流れは良いとしても, 試験制度については残念ながら改悪だと思っていました。当時, すでに米国やイギリスでも, 会計士にはより高い倫理性と専門性が求められていましたが, そうした人材を1回や2回の試験だけで判定できるはずがないからです。会計士に対しては, 一定の教養と経験, さらに倫理観, そして仕事に就いてからも継続研修を受けること, こうした積み重ねの中で社会貢献をするという在り方が国際的な潮流にもなりつつあって, 米国などは2001(平成13)年から大学以上の教育機関において150単位(会計関連科目が40単位)を取得した者でなければ受験すらできないことにしていました。ところが日本はというと, 受験資格要件を完全に撤廃しました。これは明らかに間違いだと思っています。日本には, 初等・中等・高等教育のためのしっかりとした正規の教育機関があるわけ

ですから、教育に携わる者としては、やはり学生にはきちんと学んでもらい、さらに専門的な知識をもって社会に出ていただきたいという思いがあります。現状について賛否両論ありますがいかが思われますか。

三井 あの頃は公認会計士制度だけでなく司法制度やその他の制度も大きく変わったと記憶しています。

八田 司法制度改革も公認会計士制度改革前に行われましたね。

三井 その時はスタンフォードのロースクールにいたのですが、じつはそこで米国のロースクール制度の見学に来られた日弁連の方の案内のお手伝いをしたことがありました。その時、日弁連の方への説明にあたった米国人のロイヤーが、日本と異なる文化的な背景や現実の裁判、あるいは法律のサービスを説明するのに若干ご苦労されていたことが印象に残っています。日本人には良く見える米国のロースクール制度や司法制度が、米国人法律家にとっては、良い面とともに問題も抱えており、米国人法律家にとっては説明するまでもない、いわば当たり前と思っている事柄を、社会的な背景や法律実務がかなり異なる日本人法律家に説明し、得心してもらうことは、なかなか難しい面があるように感じられました。どの国の制度もそれぞれ事情や背景が異なるので、各国の在り方をよく見たうえで、やはり最後は、日本で起きている問題が何であり、その根本原因や改善の方向性は何かという議論が欠かせないと思います。その意味で、現在の仕組みも100%完璧なゴールではないはずで、現状を出発点として更に議論を深めていくことが大事だと思います。

八田 おっしゃるとおりだと思います。したがって、この問題に対して最も大きな責任を有しているのはJICPAですから、JICPAこそが社会に対してどのような役割と責任を負うべきか、

また、それに相応しい会計人材を育成できているのかどうかについて考えを述べる必要があると思います。一方、我々は教育の現場に携わっている者の責任として、そのようなニーズをくみ取りながら学生を世に出していくことになります。我々が送り出す会計専門職予備軍を、完成したプロフェッショナルに育てるべき側の実務家サイドからその辺りの声が聞けないことに歯がゆい思いをしているというのが率直な感想です。

もっとも、2003年(平成15)年の公認会計士法の改正によって制度が進展した中で、公認会計士・監査審査会(CPAAOB)の設立は特筆すべき点でした。これにより、日本の監査の質や業務内容の状況をチェックして、必要があれば処分勧告があるということで、それ以降は潮目が変わっていくことになります。その傾向は、処分の実態一覧で確認できますが、かなりの数にのぼります。ただし、これも米国の企業改革法の中で出てきた目玉の一つであったPCAOB(公開会社会計監督委員会)に倣ったものですね。三井さんがおっしゃるように、どんな制度も100%完璧の状態ではないですから、制度を作ったならば、これを常にウォッチし、必要に応じて見直しをしていくという継続的なモニタリングが必要になります。この点は基準もそうですし制度もそうだと思います。

4. 金融商品取引法の制定

八田 このように21世紀になって構築された監査制度を振り返ってみると、やはり会計不正と言われる事案との関わりがいくつか出てきます。これらを受けた制度の見直しの途中で証券取引法が金融商品取引法に変わるわけです。不正事案には、例えば、カネボウ事件があり、西武鉄道の事件がありました。西武鉄道の方は財務情報の不正というよりも有価証券報告書の中

の大株主の状況の不実記載でしたが、その後はライブドアや日興コーディアルでの粉飾決算が明るみになりました。こうした事件が起きると、市場の信頼性を監視している当局は、当然にしてそれなりの処分を行うことになります。それとともに大体どこの国でもマスコミ等による監査人に対するバッシングが起こります。しかしこのような問題が起きると、おそらく業界側は「不正の摘発や発見を目的として監査をしているわけではない。不正は会社の問題であって発見するには限界がある」といった反応になります。このような会計士業界の意識についてはどうお考えですか。

三井 それがこの問題の核心だろうと思っています。巷間よく言われるように「いちばん悪いのは、その粉飾を主導した経営者である」ということに異論はないと思います。しかし一方で、暴走する経営者の制止が非常に難しく、従業員では制止は不可能な場合があるというのもまたそうなのだろうと思います。では誰なら止められるのかということから考えますと、独立的な立場にある公認会計士は、従業員と異なり、監査という法的な枠組みの中で、会社から独立した立場のプロフェッショナルとして会社の中に入っていくことができる例外的な存在です。だからこそ国民も株主も最後の砦だと思っているので、期待され、その期待が叶わなかった場合に批判されるのではないかと思います。

八田 全くそのとおりですね。

三井 そうした批判は、むしろ期待の表れでもあると思います。更に申し上げますと、万が一、大きな事件が起きてしまった場合、それによってこれまで見過ごしていたこと、あるいはさほど重視してこなかったけれども、もしかしたら肝になるような監査上の視点が発見されるかもしれません。事件が起きたときにそれを掘り下げて次なる監査プロセスの向上に役立てられる

のであれば、むしろ市場の質の向上にもつながるので、そのような議論ができれば良いと思います。単純な責任追及のみに止まるような、いわばマイナスの出来事として終わらせずにそれをプラスに変えるようにしたいですね。

八田 PCAOBの初代・主任監査官であったダグラス・カーマイケルは、エンロン事件などを念頭に、会計不正の抑止・防止のためにこう語っています。「会計士業界はプロなのだから、プロとしての心構えを持たなければならない。そして監査の信頼性や水準を高めるためには、当然それに対する理解を深めなければならない。けれどももう一つの方法は、ミス自体を認めることである」。つまり、監査人が「この不正はもともと摘発できなかった」「重大な不正の存在は避けられない」あるいは「起きたことに対して我々はすべて責任を負っているわけではない」というネガティブな発想であれば、最初から良い方向へ向かうためのスタートを切ることとはできないということです。三井さんが言われるように、それを反省材料にして次のステップに進まないと同じことの繰り返しになってしまいます。会計士業界の方こそ、プラスに変えていこうとする意識を持たないといけませんね。

三井 賛成です。一般論になりますが、ミスを認める、その時はベストだと思っていても、後になって振り返ったら他にもっと優れたやり方があったかもしれないということをポジティブな形で柔軟に考え、改善につなげる思考が大事だと思います。もちろん、世の中にもそのような在り方を認めていただくよう努力することも必要ですね。

八田 無防備のままハイリスクをとることはできませんが、一定のリスクであれば覚悟と気概をもってとりにいかなければ、プロとして社会的な評価は高まらないと思います。是非とも監査や会計に関わる人たちには、そうしたプロ意

識を持っていただきたいものです。

5. 内部統制報告制度

八田 一方で、市場における情報の信頼性は、一丁目一番地の議論として経営サイドの話になることから、やはり経営者側にも毅然たる態度での対応をしてもらう必要があります。その一つの道標となったのが、金融商品取引法(2006年)ができた時の内部統制報告制度の導入だったと思います。内部統制報告制度も導入から10年以上経っていますが、この制度についてはどのように評価されていますか。

三井 内部統制報告制度の導入時には市場課長でしたが、法律の制定後に企業開示課に移ってきて、実際の制度の導入・実施に携わることになりました。内部統制報告制度は、適正な財務報告を支える非常に重要な制度と思い、その円滑な導入に一生懸命取り組みました。その当時は文書化が大変だとか、形式主義的だといった批判がしばしばあって、準備のためのコストがかかるとの議論もありました。このようなご批判に対し、形式よりも実質を、と説明して回った記憶もありますし、「文書さえ整えば良いということではない」「文章が整い過ぎていたらむしろおかしいぐらいで魂が入っていることが大事です」と方々で説明させていただいた記憶があります。この問題の本質は、財務報告やディスクロージャーという局面に限定した話ではありますが、先生が言われるように、パブリックに対して経営者が自分の業績をどう報告するかということですから、それ自体が経営の問題であり、その誠実性をいかに確保していくかという部分がとても大事だと思っています。この点は今でも色褪せていないと思いますが、改めてそのような形でうまく機能しているのかどうかをしっかりと見ていきたいと思っています。

八田 ご指摘のとおりで、内部統制の議論はも

三井秀範 (みつい・ひでのり)氏



金融庁 企画市場局長。1983年に大蔵省(現財務省)に入省。スタンフォード大学ロースクール(2000~2001)等への留学を経て、2001年より金融庁にて、監督局監督企画官、総務企画局信用制度参事官、市場課長、企業開示課長、総務企画局総務課長、参事官(監督局担当、信用・官房担当)、総務企画局総括審議官等を歴任し、2015年7月より検査局長、2017年7月より兼務で内閣府地域経済活性化支援機構担当室長。2018年7月より現職。愛知県出身。東京大学法学部卒業。

ともと経営管理の手法といいますか、その考え方のベースになるものだと思っています。ですから、経営トップが本気になって内部統制対応を率先すべきであり、従業員レベルによる形式的な対応や情報の集約という類の問題ではないのです。確かに財務報告に範囲を絞ってはいますが、あくまでもこれは経営本体の話であり、市場に関わりを持つ上場会社であれば不当なことをしてはならないといった最低限のルールとして定めたものだと思っています。したがって、単に法令等を遵守しているので内部統制が完璧だという話ではありません。それは当たり前のことですから。ただこの制度も導入後10年が経過しました。当初から、内部統制が有効ではないと表明する会社はあまり見られていません。つまり開示すべき重要な不備がないということです。しかし、後日、不適切会計などの財務報告上の不備が発覚すると、該当年度だけでなく遡って過去の内部統制の評価結果を変え

る例があります。また、訂正の内部統制報告書については、監査対象にはされていないのです。この辺りの評価はいかがですか。

三井 制度導入後10年ですから、これまでの議論を総括してみる必要がありますね。ですが、内部統制報告書は経営者が、財務報告という面からではありますが、経営の問題として自分の会社をどう運営したのかということの証であると思われます。それを後で訂正したということですから、見方を変えると、その経営者が自分の会社の舵取りがうまくいっていなかった、あるいは、自分が認識していたことと現場や実際が違っていたということになります。そのような会社を市場がどう評価するのか。評価のためにも重要な情報になると思います。

八田 内部統制報告書に対しての監査報告もあります。手続き上の問題もありますが監査人は内部統制は有効であるとする会社の評価結果を認めていたということです。

三井 その問題は、ご指摘のような順番に起こることが多いですね。例えば、まず財務報告が黒字・資産超過で、無限定適正意見が表明されていますが、後で粉飾などの不祥事が起こると財務報告が訂正されて、突然、大赤字の債務超過になったりします。しかもそこから刑事事件になると、じつは内部統制の惨状が判明するといった具合です。実際、あってはならないことが起きているということですが、起こった以上はその原因・理由を詳らかにする必要があります。

ある場合には、自分の地位保全のために社長が部下に無茶な要求を出していたとか、また別の事情があったなどということになりますが、その根本原因は何なのか。そこをきちんと説明することが大事であって、その結果、今の枠組みを変えた方が財務報告の質が向上するのであれば変えていくことについて議論するのが良い

と思います。だからこそ原因の解明をしっかりとせねばならないと思います。第三者調査委員会の設置もよく聞きますね。この第三者調査委員会で必ずと言っていいほど論点になるのは内部統制のガバナンスの良し悪しです。じつは、その調査の深度にもバラツキがあります。第三者調査委員会報告書において「内部統制が不十分だ。原因は利益至上主義のカルチャーだった」といった文章をよく見かけます。自分は、そういった文章を見ると、そこでいう「利益至上主義」とはいったい具体的に何なのか。誰がどのようにしてどうなったのかもっと具体的に記述してほしいと思うことがあります。もし、そういった個別の事案について、ガバナンスや内部統制についてもっと掘り下げて、主因をあぶり出し、それに応じた具体的な改善策の検討がなされている調査報告書が出されると、場合によっては、その会社だけの問題ではなくて、上場会社全体が教訓にすべき実態があぶり出されるケースがあるのかもしれない。そこまで突き詰めた報告書が出てくると、資本市場全体にとっても非常に有意義なものになるのではないかと思います。

八田 内部統制基準の中には内部統制の構成要素が示されていますが、ご指摘のように第三者委員会から提示される再発防止策には、必ずと言っていいほどに、単に「内部統制を強化すべき」といった視点が盛られています。つまり、内部統制の構成要素の内の何が問題で、どうすればそうした不備を克服できるのかといった点にまで掘り下げていない場合がほとんどです。あえて言うならば、内部統制を理解している経営者も少ないですが、第三者委員会のメンバーとなる弁護士なども、個社の事例に則した本当の意味での内部統制の実態を正しく理解できていないような気がします。報告書の多くは本当に通り一遍の文言ですから。

三井 似ている場合がありますね。

八田 結局のところ、ガバナンスが弱いとか内部統制がダメだとか、あるいは倫理観が劣っていたといった報告で世間の人は納得してしまいます。しかしそれでは本当の意味での再発防止策、乃至は改善策・是正策にはなりません。

ところで、世の中の監査に対する見方や理解も随分と変わってきています。今は「不正を見抜けない監査は用なしである」とまで言われるそんな時代です。先日新聞には、4大監査法人の理事長の一人が「これまでは経営者による不正を見つけるのは監査法人の仕事ではなかったが、今は我々の責任で見つけるべきだと思っている」とのコメントが載っていて、大手監査法人のトップまでもがここまで言い切る時代になったのだと思いました。

三井 そのとおりですね。

6. 21世紀以後の相次ぐ会計不正

八田 21世紀になってからこれまで、代表的な企業不正というとカネボウ事件や日興コーディアル事件があり、これに伴い中央青山監査法人(みすず監査法人)が、2006(平成18)年に2カ月間の業務停止処分を受けました。みすずは職員まで含めると6,000~7,000人を抱える大監査法人であり、かつその歴史も長い法人だったのですが、そこに対して2カ月間の業務停止というのは、これはもう死刑宣告に等しいと私は思っていました。もちろん、制度的な枠組みとして仕方がなかったのですが、結局は、あの処分によって大手監査法人の一角を成したみすず監査法人が消滅したわけです。当時の状況を近くでご覧になっていて、どう感じておられたのでしょうか。

三井 私は市場課長として企業開示課とともに金商法を整備していく過程であの出来事を見ることになりました。そしてその後、公認会計士

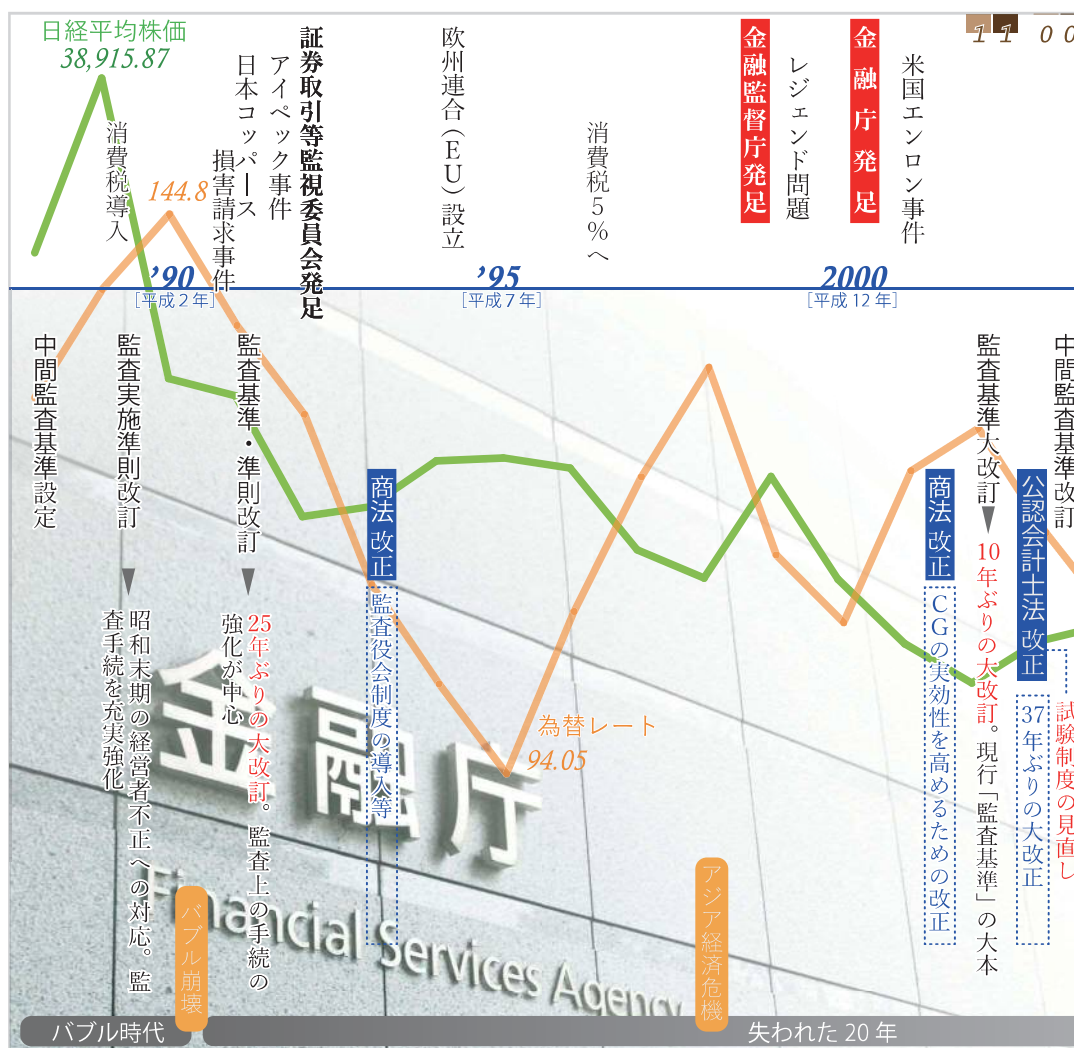
法改正の施行の部分企業開示課長として担うことになったのですが、あの問題はじつに根の深い問題だと思っています。

処分内容としては、業務停止となったわけですが、業務停止命令は、問題を起こして責任を負うべき監査法人だけでなく、何ら非のない被監査企業が監査を受けられなくなるため、大手法人の場合には、広く影響を及ぼすことになります。当時の公認会計士法には、監査法人に対する課徴金制度がありませんでしたが、2008(平成20)年からは、監査法人に対する課徴金制度が導入され、制度上、処分を行う上での選択肢が増えました。根本的には、対象によって最も適切な手段が何かをもっと柔軟に考えるべきだと思います。

八田 そうですね。適切な処分としては、将来に向けて足枷をはめるというのが望ましいのであり、実際に当時の米国でもSECの処分はそうでした。しかしそれは全米の全ての組織を対象としたものではなくて、問題を起こしたロサンゼルス事務所に対して課すといった具合です。ところが、法律の建付けが違っている日本の場合は全てが一つの監査法人であって、これまでの監査契約の全てについてダメにしてしまうわけです。

三井 日本の行政法規全般に当てはまる問題と言えるのかもしれませんが。エンフォースメントの手段に関しては、海外の例も踏まえつつ、更に複線化や柔軟化を進めていく必要があると思います。

八田 金商法についても、例えば刑罰の重さは最長で10年ですね。米国の方がずっと長くなっています。米国では経営サイドに対する厳罰化によって、21世紀に入ってから会計不正が一気に減少したとの評価があります。日本では、なくなるどころか刑事責任すら問わない事例まで出てきておかしいだろうといった指摘がある

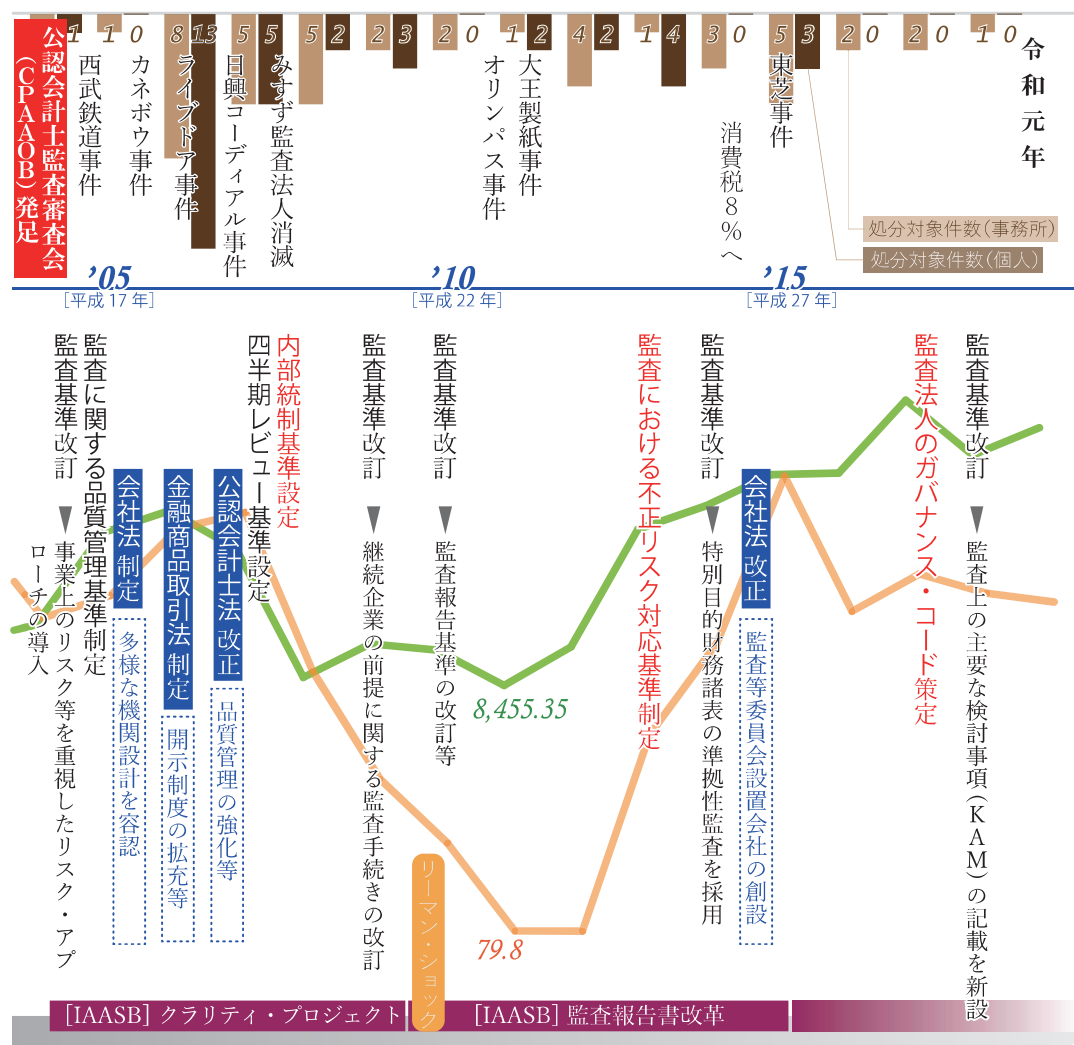


一方、「金商法は厳しすぎるくらいで、他の関連法からみると刑事罰などは特に厳しい」といった声もあります。

三井 日本の法体系についてよく議論になるのは、資本市場に関わる犯罪に対する罰則が米国等の外国に比べ軽いのではないかということです。米国の場合、証券犯罪に対する懲役刑が人の寿命よりも長いケースがあるほど重い場合があります。厳罰が強い抑止力に働いている面があります。更に、米国では刑事罰だけでなく、例えば悪いことをしたら、将来、取締役にくくことを差し止めるという“injunction”といっ

た仕組みもあります。日本では5年経てば復権しますからまた経営者になることができます。また、米国では、法人が組織として悪いことをした場合に、一種の法人の保護観察のような対応がとられる場合があると聞きます。粉飾等の問題に限られる問題ではなく、慎重な検討が必要なテーマですが、興味深い研究テーマであると思います。

八田 保護観察のようなかたちですと、例えば産業再生機構のように政府主導による取組みがありました。しかし、ゾンビ企業の延命措置だと言われる問題も指摘されています。日本の場



合、国際的に伍して戦えるような企業環境を構築するためにも、メリハリをつけた対応が必要ではないかと思われます。監査人はそのための役割も担っているわけですから、緩い監査だとか世界に説明できないような監査制度ではダメだという流れになってきていると思います。

7. 金融庁が進めてきた改革の骨子と今後の課題

八田 このような傾向にあって、将来どのような方向へ進んでいくのかという話になりますが、ここではやはり2015(平成27)年の東芝案件が、

いろいろな意味で会計のみならず監査制度の改革を強く後押ししたと思います。金融庁もいち早く「会計監査の在り方に関する懇談会」(懇談会)を立ち上げ、翌年の3月には様々な提言を報告書として公表しました。この懇談会の活動はどう評価されますか。

三井 これは海外の例に倣ったものではなく、日本の監査実務における論点について根本原因を考え、それにしっかり対応する形で根本的な対策を打ち出すための努力の重要なプロセスだと思っています。今後はそれらを実務に定着させていく段階であり、しっかりと着実に取り組

んで結果を出したいと思っています。

八田 実際に提言に基づく具体的な施策が講じられてきています。例えば、監査法人における健全なマネジメント体制が見られないのではないかと、上場会社の規律付けに倣い、監査法人のガバナンス・コードを策定しました。これはコードであって強制法規ではないものの、昨今の上場企業における会計不正事案に鑑み、大手の監査法人には必須のような形で対応してもらいました。大手以外の法人については、ガバナンス・コードの遵守が難しければ、どうするのかを説明することで足りることとし、こちらにも実際に始まりました。

同時に、社会から信頼される監査であるために、監査の品質がどうあるべきかといった議論も進められています。また、監査人の独立性を高めるために、この議論の前後に始まったEUにおける監査法人の強制的交代制度も眺めながら日本での対応が検討されました。やはり国によって歴史的・制度的背景が異なるわけですから、これについてはEUと同じものを直ちに無条件で導入するのではなく、詳細な実態調査等を進めることになっています。

さらに、監査人の説明力を高めるために何が必要かという議論もありました。会計・監査上の不祥事が起こると世間からは「そもそも監査とは何なのか」といった疑問が必ず出てきます。東芝問題のときは、2016(平成28)年3月の期末を境に監査法人が交代し、後任の法人が前任の法人の監査意見とは異なる意見を表明したことで、監査はどうなっているのだろうかとの疑問が出てきました。社会からもっと信頼される監査であるためにも、正しい情報を適時に投資家に公表すべきではないかということで、この件は第二弾として立ち上げられた「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」(充実懇)が今年の1月に報告書を出しています。そ

の中では、例えば通常の監査意見と違ったものになる場合には、従来のような通り一遍の説明ではなくて、もっと読者にわかるようにしたらどうかとの提言があります。しかしながら、このような議論になると会計士業界側は、業務上知り得た情報・事項をすべて守秘義務の対象として一括りにしてしまうわけです。JICPAの倫理規則には「こういう場合だけは正当な注意があって守秘義務が解除されます」として数項目が列挙されていますが非常に限定的です。そこに書かれていないものは全て守秘義務があるという解釈がなされるため、監査人からの説明が閉ざされてしまっているのが現状です。充実懇ではもう一つ、監査人の交代時の交代理由の明確化も検討しました。充実懇の報告書はどう評価されますか。

三井 日本として誇れる中身になりつつあると思いますし、これを実務に活かすべきだと思っています。海外にあるから日本でもやりましょうという議論ではなく、日本の監査実務における論点を根本まで掘り下げて、何が必要かを検討したもので、日本で取りまとめた結果を説明して海外でも参考になるのではないかという意味で、大事な成果であると思います。

例えばリーマンショックの時などは、20年前に日本が経験したような問題が米国でも起こってしまいましたが、日本の経験を粘り強く丁寧に説明していくことにより、海外の当局者も我々の意見に耳を傾けるようになってくれました。

今回の議論でも日本での経験がいずれは海外でも役に立つことがあると思うので、海外に向けた説明を丁寧かつしっかり行う必要があると思っています。日本に限らず、監査でどんなことが議論になり、その結果どのような財務報告になったかということは、投資家も一般の方々も知りたいと思われるのではないのでしょうか。

監査は、自由経済・資本主義経済の根幹を成すものの一つであることを皆さんに再認識してもらえるきっかけになるのではないのでしょうか。

八田 ごもつともだと思います。じつは監査上の問題が問われる事案としては、2011(平成23)年のオリンパス事件の時も、我が国特有のといえますか、我が国において解決しなければならぬ課題が与えられました。その結論が、現行の監査基準以外の別枠で策定した「監査における不正リスク対応基準」だったわけです。あそこで強調されたのが「職業的懐疑心」であり、この言葉が浸透し始めたきっかけになりました。

あの基準の策定時には、「日本はそんな基準まで作らないと監査人が不正に対応できないのか」と海外で受け取られかねないとも懸念しましたが、実際はその逆で、「日本は不正に対してとても厳しい考え方で真正面から取り組んでいる」と高く評価されました。海外での見方の違いを感じましたし、それ以上に、国をあげて市場の信頼性を担保し、そしてその向上のために本気で取り組んでいる姿を見せることができたということです。こうした体験を経て、今回も、守秘義務の解除や情報充実に関しては、当局が率先して取り組むべきであるといった視点が示されました。充実懇の報告書も“日本発”のものとしてできるだけ早く英訳して公表していただきたいと思っています(笑)。いずれにしても、情報化社会の現代にあつては、必ずや情報は漏れてしまうことから、そうであれば一歩も二歩も先を行く形で情報を発信する方が良いのではないかと思います。特にアカウンティングに関わっているのであれば、アカウントは説明することがベースですから、自分たちの仕事について正しく説明責任を履行するためにも、懇談会の検討内容をうまく制度に落とし込むことができれば良いのではないかと思います。

います。ただ、その前に守秘義務がネックになっているのでしょうか……。



三井 正當に監査業務を行った結果を報告するという事なので、どうして守秘義務が問題になるのかがよくわかりませんでした。監査の結果が企業側の見解と大きく違うことになれば、当然、誰もがその理由を説明してほしいと思うでしょうし、そこを説明することの良し悪しが曖昧だったことからこの際それをはっきりさせようということで「説明すべき」となったのであれば、守秘義務以前の問題だと私は思っています。社会的な目的のためにあえて話さなければならないという重要な保護法益がある以上、そもそも守秘義務が解除されるというような問題ではなくて、話さなければならないのだと思います。「説明しなければならない」とは、そうしないと説明義務違反になってしまうというくらいの認識を持つ必要があります。

八田 ここにもやはり文化的・歴史的な背景があるということですね。もとを辿れば、公認会計士監査制度は、戦後、突然に出来上がった制度だということです。企業側にとっては、会社外の人がいきなりやってきて、しかも懐の一番奥の財務や経理に対して「すべての帳簿を見せろ」と言ってくるわけです。労働組合がピケを張って監査人を中に入れれないといったことが歴史として残っています。そもそも全く信用されていない外部の人間という意識が当初は強くあったため、この守秘義務規定を前面に出して、

会社の理解を得ようとしたのだと思います。

もう一つ変えなければならないことがあります。日本の場合、会計や監査に対する議論で最も欠落しているのは経営サイドの意識です。経営者の会計に対する見方や監査に対する理解・支援は非常に脆弱だと言わざるをえません。例えば社内の監査役のポジションや内部監査人の役割は、昔と比べると確かに変わりはしましたが、経営企画課や営業よりは何となく評価が低いというのをよく耳にします。肝心要のところを握っているのだから、監査に人的資源を投入しなければ良い会社にはならないと私は思っています。がなかなかそうはならない。この辺りは経済界に対してどう思われますか。

三井 八田先生の説明で得心したところがたくさんあります。おそらく昭和20年代から、戦中・戦後は別としても、当時は、それぞれの産業で右肩上がりの状況があって、その中では、企業業績が順調に伸びていた、そんな時代であれば、企業には財務ではなくて経理があれば十分だったのかもしれません。しかし、バブル経済崩壊後は、大きなビジネス・トランスフォーメーション、経営資源の再配分が必要な状況となりました。そうした時代において、財務情報を有機的に活用して、それを経営情報に昇華していく、しかもその経営情報になる財務情報は正しいものであることが大前提になります。そうした統制がとれたデータがあって、エビデンスに基づいて自分の経営を変えていける企業が生き残っていくとすれば、財務ということが非常に重要になっているのではないのでしょうか。

八田 まだそのような変化に対応できていない経営者や企業が多いせいでしょうか、日本には本物のCFOがないという声がしばしば聞かれます。

三井 会計や監査、あるいは財務を軽視する企業は、社会・経済構造の変化の中で生き残れな

いかかもしれません。私達としては、潰れてから企業側に「しまった」と思われないように、必要な環境整備を進めていくのが責務でもあります。もちろん、経営者が企業を率いていくのですが、そのためには正しい財務情報と会計監査が基盤になり、それらを経営に活かせるガバナンスが非常に重要であると思います。

八田 全くおっしゃる通りです。

8. 公認会計士業界に対する期待と要請

八田 いままでの会計・監査業界では、公認会計士法の建付けがそうであるように、公認会計士と呼んではいるものの、その実は公認「監査士」の養成が制度の前提になっていました。新時代になって、公認会計士の裾野をもっと拡げ、監査をする側だけでなく、財務諸表を作る側と評価・利用する側にも会計士がいることでお互いに切磋琢磨できて納得もしやすくなるという方向で、少しずつではありますが変わってきている気がします。実際、JICPAの構成員の業務内容も随分と変わってきていて、監査に特化した会計士の割合はすでに半分を切っていると言われています。それ以外のメンバーの多くは組織内・企業内会計士であり、あるいは教育機関や行政の方にもいます。このように幅が広がる中で、公認会計士には、先ほども触れましたが、会計の専門知識だけでなく、人としての素養といえます。カリベラルアーツに近い教養、加えていろいろな意味での人間教育が求められています。JICPAは自主規制機関として日本の会計プロフェッションをどの方向へ引っ張ろうとしているのか、特に、当局の関心事は独占業務である監査だと思いますが、これについてはどのような見方ですか。

三井 やはり監査の水準や品質を高く維持し、そしてそれをさらに向上させることが最大の関心事です。これにはおそらく技術的なことに詳

しいだけでなく、ビジネスを行う側の見方や、投資家の見方もできるような能力が備わっている必要があると思います。より幅広い視野をもった人が監査人側の要所に、そして幹部として多く存在することが大事になるだろうということで、それぞれの得意分野に応じて監査ができる集団であってほしいと思います。

八田 海外でもそうですが、特に日本で最近言われるのは「ビジネスに精通した会計専門家が欲しい」ということです。この辺りがとても弱いのが現状です。ただし、そうは言っても、JICPAも今や10年前の倍以上である3万5,000人以上の会員を抱えるようになりましたから、なかなか舵取りが難しいようです。できれば業界に対して期待することなどを教えていただきたいと思います。

三井 私は、公認会計士は自由主義・資本主義経済においていちばん重要な核になる職業人たちだと思っています。自由主義・資本主義経済では、監査や会計を手掛けることができる人がいるからこそお金が動くしお金を託せる、あるいはお金を調達できるので、ここが機能なくなると自由主義・資本主義経済そのもののレベルが大きく下がりがねません。ですから、そのような自由主義経済の発展のためにも最も重要な職業であることの認識を、改めて皆さんと共有したいと思います。その上で、やはり公認会計士には八田先生のおっしゃるような素養が必要であって、いわば社会の中で最も優れた人達の集団であるべきだと思います。会計の知識と経験は必要だけれども、それを超えて自由主義・資本主義経済を回すための重要な核になる人材として、むしろ機関であると言った方が良いのかもしれませんが、そこを本当に中心に据えて動かしていくようになって欲しいし、我々もそうしていくべきだと思っています。

八田 確かに、自由主義経済における市場の中



心的な役割を担っているプレーヤーですから衰退したら困りますし、高い期待を寄せることになります。ただ彼らも業界も、与えられた制度の中で最大のパフォーマンスをしなけなければならないため、与えられた制度に見直すべき点があるならば、そこはきちんと見直してもらわなければ困ることになります。

そこで、最後に2点確認させていただきます。一つ目は、内部統制報告制度の現状を見直す予定があるのかどうかです。2007(平成19)年に基準ができた後、実務対応が非常に厳しいというので2011(平成23)年に手続を一部緩和しました。それから約10年ということで、原点に戻して、もう少し自己責任で行う内部統制の構築と運用、それから評価という流れにすべきだろうとの見方があります。さきほど話題にもしました、問題が生じた後に訂正報告書を出せば事足りるという流れがありますから、あえて言うならば、もっと厳格にすべきではないかということです。産業界や監査業界は反対するかもしれませんが、大半はしっかりとできているわけですから、一部の問題に対しては厳しく対応しても良いと思われます。いかがでしょうか。

三井 内部統制には思い入れがあって、企業開示課長として制度の導入に汗をかきましたし10年経ったいまでも、個人的にはいろいろブラッシュアップなりグレードアップしたいところはあると思っています。現実には、オールジャパンとしてどのようなタイムスケジュールで、

具体的にどう見直しをするかについて、我々自身でも十分に議論をした上で、前向きに取り組みたい気持ちはあります。

こうした動きは、銀行などの金融機関に対する検査監督の領域ではすでに始まっています。例えば、金融検査マニュアルですが、これは、廃止する前提で、新たな検査・監督の枠組みの具体化に取り組んでいます。金融検査マニュアルはバーゼル銀行監督委員会の内部統制の原則から中身を相当取り入れていて、その内部統制の原則はCOSOのフレームワークを取り入れたものです。金融検査マニュアルを廃止するのは、これまでの検査マニュアルに立脚する検査においていろいろな限界が見えてきたからです。すでに、いわゆるホワイトペーパーやディスカッションペーパーを公表しておりますが、近い将来、金融検査マニュアルは廃止され、検査監督の在り方を表現する文書も、別のものになるでしょう。こうした見直しは、

様々な分野で不断に行われる必要があると思っています。

八田 内部統制の制度は上場会社に導入したのですが、現在は営利法人だけでなく、非営利のあらゆる組織や団体・機関にまで浸透しはじめて法制化されています。ですから、その象徴といいますか見本になるのが金商法の内部統制報告制度ということで、今後に向けても模範となるようにブラッシュアップしてほしいということでお尋ねしました。よろしく願います。それから二つ目は公認会計士法についてです。改正のお考えはありますか。

三井 頭の中にいろいろと浮かんではいますが、もう少し考えてからになりますね。

八田 さきほど三井さんが指摘された点や期待されている会計士像を考えると、是非ともやっていただきたいところです。時代に適った形になるようにまた検討していただきたいと思います。本日はありがとうございました。